

狭山市地域防災計画の概要

1. 狭山市地域防災計画とは

狭山市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、狭山市防災会議が策定する計画です。市が各防災関係機関と連携し、その有する全機能を有効に発揮して、住民の生命、身体及び財産を保護することを目的に、市域で起こりうる地震や風水害などの各種災害の予防・事前対策、応急・復旧対策を定めています。

2. 狭山市地域防災計画の構成及び概要

第1編	総則	：市の防災対策の基本方針、防災体制、防災訓練 等
第2編	震災対策編	：地震に係る予防・事前対策、応急・復旧対策
第3編	火山対策編	：火山噴火降灰（富士山を想定）に係る予防・事前対策、応急・復旧対策
第4編	風水害対策編	：大雨、降雹、降雪、竜巻等に予防・事前対策、応急・復旧対策
第5編	複合災害対策編	：地震及び風水害の複合災害に係る予防・事前対策、応急・復旧対策
第6編	事故災害対策編	：航空機事故等に係る予防・事前対策、応急・復旧対策
資料編、地区防災計画編		：上記6編に関する資料、入曽地区防災計画

3. 市の防災対策の基本方針

- ① 自助、共助、公助の連携による地域防災力の向上
- ② 組織活動による災害対応力の強化
- ③ 被災者の生活支援

条例制定の目的

防災に関する基本的事項や「自助」「共助」「公助」の取組み等について、誰にも分かりやすいよう簡潔明瞭に定め、展開していくことにより、地域防災力の向上を図り、災害に強いまちづくりを推進する。